

## (十三)宮古高等学校保健委員会規約

第1条 本会は、宮古高等学校保健委員会と称し、事務局は、宮古高等学校に置く。

第2条 本会は、学校保健安全法に基づき、生徒の保健管理と健康の増進を図ることを目的とする。(改正：平成23年3月)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 学校保健に関する調査研究及び協議
- (2) 学校保健計画の立案・実施
- (3) 健康診断及び事後処置の計画・立案
- (4) 健康な生活の維持・増進に必要な研究と対策
- (5) 健康衛生の維持・改善及び施設の安全点検
- (6) その他目的達成に必要な事項

第4条 本会は、学校職員、学校医、保護者、生徒の代表によって組織し、必要に応じて外部保健機関から加えることができる。

第5条 本会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 学校職員(校長、教頭、事務長、教務主任、保健主事、環境保健主任、教育相談、養護教諭、生徒指導主任、各学年主任)  
(修正(1)：平成26年3月)
- (2) 生徒代表(生徒会長、副会長、保健委員長、各学級保健委員)
- (3) 保護者代表(P T A会長、副会長)
- (4) 学校医(学校医、学校歯科医、学校薬剤師)
- (5) その他(保健所等)

第6条 本会の次の役員をおく。

会長 1名 副会長 2名(教頭、P T A会長)

第7条 会長は、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。保健主事は、会議の運営及び処理にあたる。

第8条 役員を選出及び任期は、

次のとおりとする。

- (1) 会長トは、学校長をもってあたる。
- (2) 副会長トは、教頭及びP T A会長をもってあたる。
- (3) 委員は、会長が委嘱する。
- (4) 委員の任期は1年とする。

第9条 会議は、学期に1回とする。必要な場合は、会長が召集し随時開催できる。